

漁業後継者就業交付金制度のお知らせ

平成29年4月より浜中町では、漁業後継者の育成支援を推進するため、「浜中町漁業後継者就業交付金事業」を施行しました。新たに学校を卒業して就業した場合や、町外からUターンなどにより後継者として就業した場合に、交付金を支給します。

後継者就業交付金

新規卒業就業者等

交付対象者

- ① 学校以上の学校を卒業し、漁業組合の組合員の後継者（二親等以内の直系卑属および兄弟姉妹ならびにその配偶者）であって、漁業に従事する者。
- ② 就業開始日までに浜中町に住所を有している者。
- ③ 漁業協同組合の推薦を受けた者。

Uターン就業者等

交付対象者

- ① 漁業協同組合の組合員の子弟等（二親等以内の直系卑属および兄弟姉妹ならびにその配偶者）で、漁業に従事することを目的に本町へ転入した者。
- ② 就業開始日までに浜中町に住所を有している者。
- ③ 漁業協同組合の推薦を受けた者。

交付額等

交付金額 月額50,000円
交付期間 最大36ヵ月
交付時期 各年度の事業完了後（実績報告書提出後）

交付の制限

申請者が次の要件に該当する場合は、交付金を交付することができません。

- ・ 町税、使用料等を滞納しているとき。
- ・ 偽り、その他不正な手段により承認を受けたとき。

お問い合わせ	浜中町 水産課 漁政係	TEL 62-2243
	浜中漁業協同組合 指導部	TEL 62-2121
	散布漁業協同組合 総務指導部	TEL 67-2111